

8. 鋼船規則 B 編及び関連検査要領における改正点の解説 (船体建造時に適用される工作精度標準)

1. はじめに

2024 年 6 月 27 日付一部改正により改正されている鋼船規則 B 編及び関連検査要領中、船体建造時に適用される工作精度標準に関する事項について、その内容を解説する。なお、制定日から適用されている。

2. 改正の背景

IACS 共通規則(UR) Z23 においては、新造船に対する検査に関する要件が規定されており、その中で新造船に適用する工作精度標準をキックオフミーティング時に確認及び合意するよう規定されている。

これまで、本要件は本会の内部取り扱いとしてのみ規定されていたが、本 UR の改正 (Rev.7) に伴い、IACS 勧告 No.47 以外の工作精度標準を適用する場合

に要求される要約文書の作成や、当該文書の船体コンストラクションファイルへの収録の要件が追加されたため、これらの要件を本会規則にも規定すべく、関連規定を改めた。

3. 改正の内容

新造船に適用する工作精度標準に関する規定を追加した。主な内容は以下のとおりである。

- (1) キックオフミーティングにおいて、建造時に適用する品質基準について合意すること。
- (2) IACS Rec.47 以外の工作精度標準を適用する場合に要約文書を作成すること、及び GBS 適用船にあっては当該文書を船体コンストラクションファイルへ収録すること。